

高原町学校規模 適正化基本方針

令和3年5月

高原町教育委員会

1. はじめに

次代を担う児童生徒が逞しく育ち、社会性、協調性を養い、向上心、創造力を培い、多面的思考力や判断力等を養い「生きる力」から「生き抜く力」を育むためには、それ相応の児童生徒数が確保されることが望ましいとして、平成21年2月9日に高原町立小・中学校規模適正化検討委員会（会長：竹之内昭一氏他38名）が高原町教育委員会に対し、小学校1校・中学校1校の統合計画を内容とした「高原町立小・中学校の適正規模及び配置について」の答申（以下「平成21年答申という。」）を行った。

答申を受けた高原町教育委員会は、その内容は妥当と判断し、町長へ報告を行った。しかしながら、当時の財政状況等を理由に計画は進んでいないところである。また、平成27年には、後川内中学校の入学生が皆無となる事態が生じ、高原中学校への統合基準を示した答申を高原町立後川内中学校検討委員会（会長：宮内孝氏他14名）が平成28年12月1日に行っている。

そのような中、平成21年答申から10年以上が経過し、本町の人口減少はさらに進行し、これと比例するように本町の児童生徒数も減少している。加えて学校施設の老朽化も進行しており、学校施設の老朽化対策の実施にあたっては将来を見越した対応が当然求められるところである。

このような背景のもと、令和2年6月19日、高原町長より「高原町立小・中学校のあり方について」検討を求められた高原町教育委員会では、高原町学校のあり方検討委員会（会長：西村四男氏他10名）を設置し、平成21年答申に基づき、町内小・中学校の望ましい学校教育環境の整備や規模適正化等の諸課題について教育的見地に立ち検討を行うよう諮問を行った。令和2年7月から12月にかけての5回の検討委員会では、将来の児童生徒数の推移を踏まえながら、子どもたちにとって望ましい教育環境が整備できるようあらゆる視点から慎重に検討を行っていただき、令和2年12月21日、当検討委員会から、「高原町学校のあり方について」の答申書が教育委員会へ提出された。

答申書の提出を受けた教育委員会では、住民からの意見（パブリックコメント）を募るとともに、協議、検討を重ね、高原町学校規模適正化基本方針を決定した。

次代を担う子どもたちのために、より良い教育環境の整備と学校教育の充実を図るため、今後は、本方針に沿って、町当局と連携協力しながら、児童生徒の保護者、地域住民と十分に協議を重ね、小中学校の統合を進めるものとする。

令和3年5月11日

高原町教育委員会
教育長 西田次良

2. 国の動向

国においては、少子化の進展等を踏まえ、平成27年1月に文部科学省が、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（以下「手引」という。）を作成し、基本的な方向性や留意点等を示した。

手引では学校の設置者である市町村が学校の小規模化に伴う諸問題に向き合い、保護者や地域住民と共に課題を分析し、子どもたちを健やかに育んでいくために「最善の選択」につなげていただきたいとしている。

〔国の示す適正規模の基準〕

＜学校教育法施行規則＞

（学級数）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。

＜義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令＞

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するものとみなす。

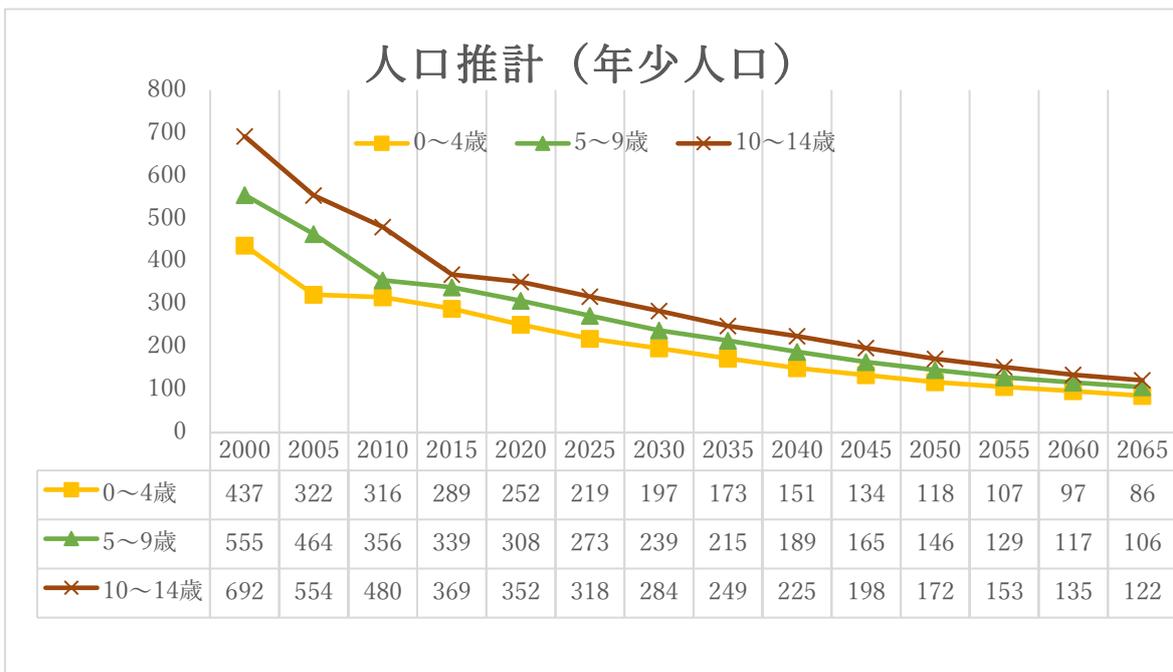
3. 今後の町人口及び児童生徒数の推計

(1) 今後の町人口の推計

本町の人口は、減少が続いており、平成27年(2015年)国勢調査によると9,300人で、平成12年(2000年)と比較すると1,954人(17.4%)の減少となっている。年少人口(0-14歳)においては、平成27年が997人で、平成12年と比較すると687人(40.8%)の減少であり、減少率は、年少人口が総人口を大幅に上回っている。

人口推計(国立社会保障・人口問題研究所(社人研)推計)

年	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030
総人口	11,254	10,623	10,000	9,300	8,588	7,860	7,167
0~4歳	437	322	316	289	252	219	197
5~9歳	555	464	356	339	308	273	239
10~14歳	692	554	480	369	352	318	284
年	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
総人口	6,521	5,875	5,221	4,618	4,092	3,642	3,242
0~4歳	173	151	134	118	107	97	86
5~9歳	215	189	165	146	129	117	106
10~14歳	249	225	198	172	153	135	122



(2) 児童生徒数の推移と見込み

① 児童生徒数

小学校児童数は昭和34年度(1959年度)の2,915人をピークに減少を続け、令和2年度(2020年度)においては、446人となっている。一方、中学校生徒数も、昭和37年度(1962年度)の1,497人をピークに減少を続け、令和2年度(2020年度)においては、217人となっている。今後も減少傾向が続くことが見込まれ、2026年度(令和8年度)には小学校児童数329人、中学校生徒数227人の見通しで広原小学校、狭野小学校、後川内小学校及び後川内中学校においては大半の学級で複式学級となるが見込まれる。

小学校児童数

年	1959 (S34)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2026 (R8)
児童数	2,915	725	614	477	425	446	368	329
高原小	1,372	441	375	305	265	324	266	222
広原小	464	113	94	58	74	53	35	34
狭野小	563	104	88	65	42	39	40	46
後川内小	378	67	57	49	44	30	27	27
常盤台小	138							

※各小学校の児童数ピーク時：高原小1,402人(S33)、広原小464人(S33, S34)、狭野小578人(S33)、後川内小385人(S35)、常盤台小143人(S35)

※常盤台小(S34～S47)

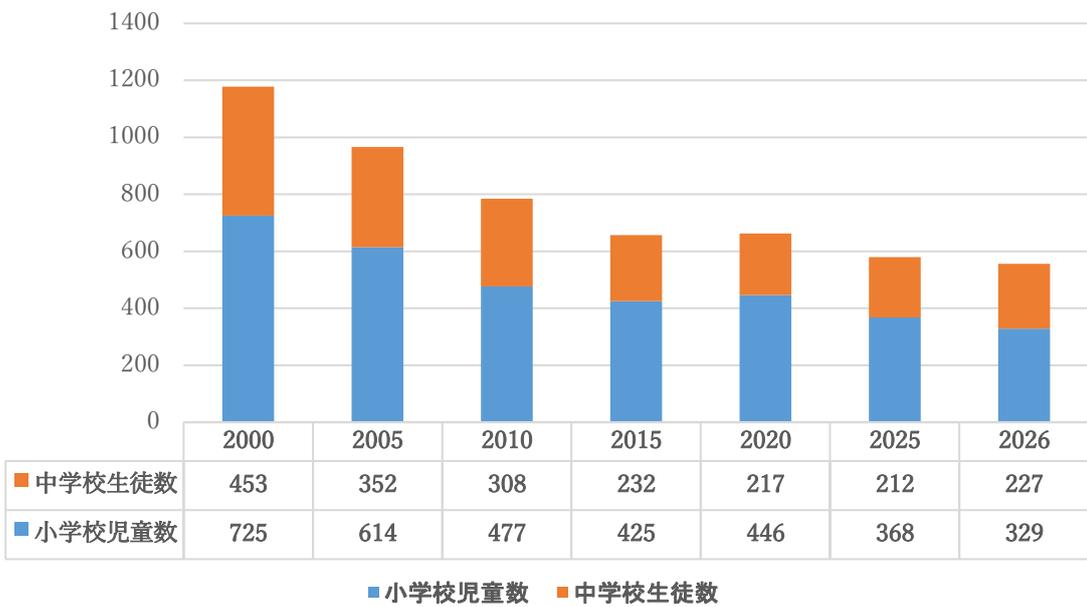
中学校生徒数

年	1962 (S37)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2026 (R8)
生徒数	1,497	453	352	308	232	217	212	227
高原中	1,325	408	317	279	222	203	202	215
後川内中	172	45	35	29	10	14	10	12

※各中学校の生徒数ピーク時：高原中1,325人(S37)、後川内中192人(S39)

(参考)小中学校児童生徒数ピーク時4,051人(S37)【内訳：小学校2,554人(高小1,153人、広小415人、狭小519人、後小350人、常盤台小117人)中学校1,497人(高中1,325人、後中172人)】

児童生徒数の推移及び今後の見込み



② 学級数

【小学校】（令和2年5月1日現在）

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別 支援	合計
高原小	児童数	70	54	47	53	43	47	10	324
	学級数	3	2	2	2	2	2	2	15
広原小	児童数	10	7	8	9	13	6	0	53
	学級数	1		1	1	1	1	0	5
狭野小	児童数	2	7	6	6	10	8	0	39
	学級数		1		1	1	1	0	4
後川内小	児童数	5	2	5	3	8	7	1	30
	学級数		1		1		1	1	4
合計	児童数	86	70	66	71	74	68	11	446
	学級数	4	4	3	5	4	5	3	28

【中学校】（令和2年5月1日現在）

		1年	2年	3年	特別 支援	合計
高原中	生徒数	68	57	76	2	203
	学級数	2	2	2	1	7
後川内中	生徒数	5	6	2	1	14
	学級数	1		1	1	3
合計	生徒数	73	63	78	3	217
	学級数	3	2	3	2	10

児童・生徒数及び学級数の推移並びに推計（学校基本調査より）

【小学校】

	H20		H26		R2		R7		R8	
	児童数	学級数								
高原	350	14	269	13	324	15	266	10	222	9
広原	77	6	79	6	53	5	35	4	34	4
狭野	70	7	43	5	39	4	40	4	46	4
後川内	55	5	43	5	30	4	27	4	27	4
合計	552	32	434	29	446	28	368	22	329	21

【中学校】

	H20		H26		R2		R7		R8	
	生徒数	学級数								
高原	288	10	230	8	203	7	202	6	215	7
後川内	25	3	14	2	14	3	10	2	12	2
合計	313	13	244	10	217	10	212	8	227	9

4. 学校施設の状況

本町の学校施設は、高原中学校を除きいずれも建築後50年近くが経過し、老朽化が激しく、建替えの時期にきている。

ICT教育の普及、推進や新型コロナウイルス感染症等の今後の感染症対

策を考慮すれば、時代に適合した施設に建て替えた方が望ましい。

各学校の主な施設の状況（令和２年度学校施設台帳より）

	校舎等	建築年月	階数	面積 (㎡)	構造	備 考
高原小学校	管理棟（北側）	S49. 5	2	859	S	
	中校舎	S38. 3	2	954	S	H4 増築 97 ㎡
	南校舎	S45. 2	2	944	S	
	体育館	S59. 3	2	931	S	
	給食棟	S63. 3	1	333	S	
広原小学校	管理棟・普通教室棟	S46. 3	2	765	S	S50 増築 325 ㎡
	家庭科室	S57.10	1	69	S	
	コンピュータ室	H5. 3	1	86	S	H12 増築 65 ㎡
	体育館	H1. 3	1	808	R	
	給食室	S60. 1	1	90	S	
狭野小学校	管理棟	S48. 2	1	383	S	S57 増築 69 ㎡
	普通教室棟	S43. 3	2	567	S	S48 増築 162 ㎡ H5 増築 223 ㎡
	体育館	H5. 2	1	808	R	
	給食室	S58.12	1	90	S	
後川内小学校	管理棟	S50. 3	2	544	R	
	普通教室棟	S45. 3	2	548	S	
	家庭科室棟	S56.11	1	120	S	
	コンピュータ室棟	H5.12	2	192	S	
	体育館	H11. 3	1	808	R	
	給食棟	H6. 2	1	90	S	
高原中	校舎棟	H9. 1	3	6,309	R	
	体育館	H10. 1	2	2,701	R	
後川内中	管理棟・普通教室棟	S44. 3	2	850	S	S62 増築 230 ㎡
	特別教室	H11. 2	1	157	S	
	保健室	S56.11	1	60	S	
	体育館	S54. 2	1	629	S	

注) 構造：S～鉄骨その他造 R～鉄筋コンクリート造

5. 学校統合の必要性

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられる。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となる。

しかしながら本町では、児童生徒数の減少によって、学校における児童会活動や生徒会活動等の教育活動や保護者や教職員で組織するPTA活動等に支障が生じることが多くなってきている。加えて学力向上のための一層の取り組みや子どもを含む地域活動の維持充実、老朽化した学校施設の改善など多くの教育課題への対応も求められている。

高原町教育委員会では、これからの時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在及び将来の学級数や児童生徒数の下で、子どもたちにとって魅力的でより良い教育環境づくりを行うため、教育的見地から高原町立小・中学校の統合を進める必要があると考える。

学校の統合は、様々な要素が絡む困難な課題であるが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものとする。

○適正規模の考え方

学校教育法施行規則では、学校規模の標準は、小学校、中学校ともに「学級数は12学級以上18学級以下」とされ、各自治体における様々な状況・課題を勘案しながら検討を行えるよう弾力的なものとなっている。

《手引における本町小中学校の状況》

【小学校】

学校規模	複式学級が存在する規模	クラス替えができない規模	全学年ではクラス替えができない規模	半分以上の学年でクラス替えができる規模	標準規模
学級数	1～5	6	7～8	9～11	12～18
該当校	広原小 狭野小 後川内小				高原小

【中学校】

学校規模	複式学級が存在する規模	クラス替えができない規模	全学年ではクラス替えができる学年が少ない規模	全学年でクラス替えができる、同学年に複数教員を配置できる規模	全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や免許外指導の解消が可能な規模	標準規模
学級数	1～2	3	4～5	6～8	9～11	12～18
該当校	後川内中			高原中		

適正規模については、ある程度の規模を確保するという観点から次のような考えを基本とする。

(1) 集団による教育の充実

子どもたちは、日常生活における周囲の人々との関わりをとおして、自ら学び、考え、判断し、行動できる資質と能力を身につけ、また、他人を思いやる心や感動する心など多くのことを学びより良い人間関係を構築する力を身につけている。

学校のように集団の形を取って学習する場合においては、子どもたちが集団から学ぶことの出来るものは計り知れないほど大きなものがある。

地域社会における子どもの仲間集団がほとんど姿を消してしまった今日では、子どもが集団と関わる事が出来るのは、学校が中心になっているといえる。

したがって、学級内や学年の集団をはじめ、クラブ活動や児童会・生徒会活動等における、個と集団との関わり方やその集団の在り方が大切となる。

次世代を担う子どもたちの望ましい成長を願って、今、学校教育では、個と集団との関わりの中で個性の伸長をどう図るかが課題となっている。

子どもたちは、集団生活を通して互いに刺激し合ったり、また、考え方や行動を相互に認め合ったりすることにより個性を伸長することができる。

つまり、学級やクラブ・部活動などそれぞれの集団において個人の独創性が自由に発揮され、それが認められることによって個性の伸長を図ることができ、豊かな人間性や社会性、生きる力を育成することもできるのである。

(2) クラス替えの効果

子どもたちは、学校生活の中での最も基本的な集団である学級内での他人との関わりによって、自ら学び、考え、判断し、行動できる能力を身につけることができる。

また、お互いに刺激し合ったり、考え方や行動を相互に認め合うなど多様な経験によって、豊かな人間性や社会性など生きていくために必要な力を培うことができる。

クラス替えがあれば、児童・生徒は新たな学級への期待感を持つようにもなり、固定しがちな人間関係に変化を与え、互いに切磋琢磨し、向上しようとする意欲や逞しさを育てることもできる。

(3) 指導体制の充実

個に応じた教育活動を展開するためには、子どもたち一人ひとりの興味・関心や学習内容の理解・習熟の程度等に応じた指導の工夫が大切である。

例えば、クラブ活動や選択教科の開設においては、子どもたちの希望を活かし選択の幅を拡大することが必要である。

小規模校では教員の数の減少から、クラブ活動や部活動が限定され、子どもたちの興味・関心や学習内容の理解や習熟の程度などに十分応えられにくくなるといった指導上の問題も考えられる。

また、中学校においては各教科による教員配置が学級数に応じて行われているため、小規模校の場合、教科によっては教員配置ができず、非常勤講師などで対応することとなる。

この場合、非常勤講師の時間的制約などによって、効果的な時間割を編成することが困難になるなど、教育活動に支障が生ずることも考えられる。

さらに各教科一人の教員配置では、教材や指導方法などについての研究が十分に行えないという問題もある。

以上のような観点から、一定数の学級、学年、学校規模を維持することにより教員を確保し、教育指導面の多様化と充実を図ることができる。

(4) 校務分担の適正化

学校は、教育目標を確実に達成していくために、組織として、子どもたちの実態と学校を巡る諸条件を考慮して教育活動を展開していく。

そうした教育活動を支え、学校全体を効率的に運営していくためには、多種多様な校務を教職員全員が分担し協力してこれを処理しなければならない。

処理すべき校務の種類は学校規模にかかわらずほぼ同じであり、小

規模校ほど教員の負担が大きくなる。一定数の学校規模を維持し教職員を確保することによって、教職員の校務負担の軽減を図り児童・生徒に接する時間を増やすことができる。

6. 学校規模適正化検討の経緯

- 平成16年 後川内小学校で複式学級開始
平成18年 小規模特任校の指定及び学校規模適正化の検討
平成19年 「高原町立小中学校の適正規模及び適正配置のあり方」
方針決定
広原小学校で複式学級開始（単年のみ）
平成21年 高原町立小・中学校規模適正化検討委員会 統合答申
平成22年 高原町長より平成25年の統合は困難との回答
狭野小学校で複式学級開始
平成23年 高原町ならではの一贯教育（連携型）開始
平成26年 後川内中学校で複式学級開始
平成27年 後川内中学校入学者が皆無
平成28年 高原町立後川内中学校検討委員会
高原中学校への統合条件答申
平成31年 広原小学校で複式学級再開
令和 2年 高原町学校のあり方検討委員会 答申

高原町教育委員会では、平成16年の後川内小学校での複式学級開始を契機に学校規模適正化の検討を行ってきた。

先に述べた学校教育法施行規則による標準的な規模の学校は、検討開始時には、高原小学校と高原中学校が該当していたが、近年の児童生徒数の状況では、高原小学校のみの該当となっている。今後の児童生徒数の見込みでは、高原小学校においても該当しなくなることが想定される。

7. 高原町学校規模適正化基本方針

高原町立小・中学校の統合を進めるにあたっての方針を次のとおりとする。

(1) 基本方針

- ① 広原小学校、狭野小学校及び後川内小学校を高原小学校に統合する。
小学校の統合については、魅力ある教育環境を提供するために小学校校舎建設後に合わせ行うことが望ましいが、学校建設前の統合も検討する。
- ② 後川内中学校を高原中学校に統合する。
- ③ 統合実施時期を令和8年度とする。
- ④ 統合と合わせて魅力ある学校教育を展開するため、小中一貫教育のメリットを活かすように検討を行う。
- ⑤ ④のメリットを活かすため、小学校建設地は現高原中学校地に併設若しくは隣接とする。

(2) 通学に係る支援

- ① 小学校については、広原小学校、狭野小学校、後川内小学校区域のスクールバス運行を図る。
- ② 中学校については、後川内中学校区域のスクールバス運行を図る。
- ③ 高原小学校校区域で通学距離が4キロメートル以上の区域についてもスクールバスの運行を図る。

(3) 給食調理場の整備

- ① 既存の高原小中調理場施設の老朽化に伴い、衛生管理の面からも統合と一緒に整備を行う。

(4) 統合後の地域活性化及び学童保育の充実

- ① 統合にあたっては、統合される校区域の各種行事や伝承芸能活動等が推進できるよう校区の活性化策を十分に図る。
- ② 統合後の校舎、運動場、体育館については、地域の交流の場として活用する。
- ③ 地域交流の場としての活用が見込まれない場合は、民間活用を検討する。
- ④ 高原町で児童生徒の保護者が安心して子育てできるよう町当局と連携し、学童保育の充実を図る。

(5) 保護者や地域住民の理解

- ① 統合にあたっては、保護者や地域住民の機運を高めるように十分に配慮する。
- ② 保護者や地域住民に対し、統合の意義及び必要性について丁寧に説明し、理解を得るよう努める。